

## **[事案 2021-172] 配当金支払請求**

・令和4年5月11日 裁定終了

### **<事案の概要>**

設計書に記載された老後設計資金等の支払いを求めて、申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成4年9月に契約した終身保険および定期保険特約付終身保険について、以下の理由により、設計書に記載された老後設計資金等の約40%にあたる金額を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、保険料の払込満了時に老後設計資金が受け取れるという説明を受けた。
- (2) 募集人から、社員配当金は金利によって変動する旨の説明はあったが、設計書には老後設計資金との記載があり、そのような名称である以上、金利が変動したとしても、少なくとも設計書記載の金額の半分は給付されると思った。
- (3) 社員配当金が金利によって変動することは分かっていたが、設計書記載の金額の5%しか生存保険金が支払われないのは、契約者を騙していることと同じである。
- (4) 約款の記載からは、老後設計資金がこのように減額されることは予想できなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 老後設計資金は、保険料払込満了時までの社員配当金により買い増しされた生存保険金であり、以降5年刻みの期間の社員配当金により買い増しされた生存保険金が長寿祝金になる。
- (2) 本契約では、定款および約款の定めにより、決算において剰余金が出たときは、そのうち一定割合を社員配当準備金として積み立て、それぞれの保険契約に対して一定の方法により計算した社員配当金が割り当てられるため、契約時点で将来の配当金の有無および金額が確定的に定まっているものではない。
- (3) 社員配当金の支払いの有無が契約時に決まっていなかった以上、配当金により買い増される生存保険金（老後設計資金、長寿祝金）の有無および金額も、契約時に確定的に決まっておらず、設計書の金額の支払いを約束しているわけではない。
- (4) 募集人は、設計書を交付して、設計書に記載された金額は約束されたものではないことを説明しており、申立人もそのことを理解していた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、設計書に記載された老後設計資金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。